

2022 年度クリエイティブ人材副業調査業務委託 公募型企画提案募集要領

1 目的

クリエイティブ人材が日常的に地域住民と交流する環境が生まれることにより、住民の創造性が触発されて新しいスタイルのコミュニティが形づくられ、若者を惹きつける等、地域の魅力向上につながることを期待される。

昨年度、アーツカウンシルしずおかが行ったアンケート調査によると、「どのようなメリットがあれば静岡県で活動してみたいか」との設問に対し、クリエイティブ人材の2割強が「副業等の紹介」を挙げていることから、副業を支援することにより、クリエイティブ人材の移住や関係人口の創出が進む可能性がある。

このため、副業についてのクリエイティブ人材の意向を詳細に調査するとともに、企業側の意向も調査することで、両者のニーズや課題等を把握し、自治体等が主導する移住促進や関係人口創出施策への反映を目指す。

※本事業におけるクリエイティブ人材は、アーティスト、アートディレクター、アートマネージャー、キュレーター又はそれに準ずる実績を有し、自らの創造力を地域に開き、関わる人達の可能性を引き出す意欲を持つ人材を指す。

2 業務概要

(1) 業務の名称

2022 年度クリエイティブ人材副業調査業務委託

(2) 業務の内容

ア クリエイティブ人材の意向調査

① アーツカウンシルしずおかが選定するクリエイティブ人材の意向調査（20 人程度を対象としたインタビュー調査を原則とする。）

② 受託者が選出する県内外のクリエイティブ人材の意向調査（10 人以上）

イ 静岡県内に業務拠点を置く企業の意向調査（10 社以上）

ウ 上記ア、イの結果等に基づくマッチング、副業の試行（1～2 人程度）

エ 受託者の企画に基づく調査等

オ 上記ア～エの結果及びこれに基づく提案等をまとめた報告書の作成

※調査項目や調査対象等の詳細については、受託後、アーツカウンシルしずおかと協議の上、決定する。

※調査対象との連絡調整は、原則、受託者が行う。

(3) 採用方式

公募による企画提案方式

(4) 業務の委託期間

契約締結日から 2023 年 3 月 17 日（金）

(5) 契約限度額

2,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 業務委託者

(1) 業務委託者：公益財団法人静岡県文化財団 理事長 鈴木壽美子

(2) 執行部署：アーツカウンシルしずおか

〒422-8019 静岡市駿河区東静岡 2 丁目 3 番 1 号 グランシップ 1 階

電話：054-204-0059 電子メール：info@artscouncil-shizuoka.jp

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 下記に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

- (1) スケジュール

ホームページによる公告開始	2022 年 5 月 13 日(金)
企画提案書の提出期限	2022 年 5 月 25 日(水) 午後 5 時まで
選考・採用業者の決定	2022 年 5 月 30 日(月)
選定結果の伝達	2022 年 5 月 30 日(月)
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出書類
以下の書類を提出すること。

提出物	記載内容	様式	部数
企画提案応募申込書	様式のとおり	様式 1	1
企画提案書	○ 2 (2) ア及びイの意向調査の方法 ○ 2 (2) エの調査等の企画 ○ 年間スケジュール	任意	1
見積書	内訳記載	任意	1
誓約書	様式のとおり	様式 2	1

会社概要又はそれに類するもの	○会社概要 ○実施体制、責任者・業務遂行スタッフの氏名、経験年数、所属、担当業務等 ○副業支援等の実績（過去3年以内）	任意	1
----------------	---	----	---

※ 提出書類は最小限とする。なお、コピー等が困難な添付資料がある場合は、2部提出するものとする。

イ 提出期限

2022年5月25日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

アートカウンシルしずおか
〒422-8019 静岡市駿河区東静岡2丁目3番1号 グランシップ1階

エ 提出方法

郵送又は持参

(3) 質問及び回答

本業務委託に関する質問については、原則として「質問書」（様式3）を提出するものとする。

ア 提出期限

2022年5月20日（金）午後5時
（期限までに到達しなかった質問書については、原則として回答しない。）

イ 提出先

アートカウンシルしずおか

ウ 提出方法

電子メール（info@artscouncil-shizuoka.jp）
※メールの件名は「クリエイティブ人材副業調査業務委託に係る質問」とする。
（送信後、電話により提出先に受信の確認を行うこと。）

エ 回答方法

アートカウンシルしずおかのホームページに随時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。（掲載先 <https://artscouncil-shizuoka.jp/category/news/>）

(4) 審査

ア 審査会

「2022年度クリエイティブ人材副業調査業務委託企画提案選定委員会」の委員が以下の評価基準により原則、書面で審査し、契約候補者を選定する。

イ 評価基準

- (ア) 意向調査の手法は適切か（手法、対象者数、対象者選出の考え方等）
- (イ) 受託者の企画に基づく調査等の内容が適切か。
- (ウ) スケジュールは適切か。
- (エ) 提案内容に対し見積価格は適切か。
- (オ) 提案内容にふさわしい実績はあるか。

ウ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に5月30日（月）午後5時までに電子メールにより文書を送付する。

5 その他

- ・本企画提案にかかる費用は各企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・選定結果に関する疑義は受け付けない。
- ・選定された契約候補者との契約締結に当たり、契約限度額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正する場合がある。